

1 2 月 1 1 日 本 会 議 再 開 （ 第 4 日 目 ）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	1 0 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	1 1 〃	柰 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	1 2 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	1 3 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	1 4 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保健センター所長	橋 本 直 紀 君
子 ども 支 援 室 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 子どもの権利について

山 城 峻 一 議員

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略についてほか

大 森 茂 彦 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、宮下佑耶総務係長から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 初めに、10番 山城峻一議員の質問を許します。

10番（山城君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

何分ここ半年以上一般質問をしていなかったもので、先ほどから大分緊張しておりまして、1期目の最初の質問の気持ちで、今この質問の場所に立たせていただいております。子どもの権利について今回一般質問をしますので、いくつかお聞きしますが、町長をはじめ担当課長には丁寧な答弁をぜひともよろしくお願いいたします。

なお、先ほど申しあげました子どもの権利について、この件ですけれど、前回、昨年6月議会において、このことについて私が取り上げましたけれど、子どもの権利についてはとても大事だということを思っておりますので、その点について少し説明を交えながら質問をさせていただきますと思います。

1. 子どもの権利についてです。

イとして、現状についてお伺いいたします。

昨年の6月議会でも、こちらからお話ししましたが、子どもの権利についてですが、1989年11月20日、第44回国連総会において、児童の権利に関する条約、これは子どもの権利条約というふうと呼ばれる場合がありますが、これが採択されました。それから遅れること5年、我が日本ではこの条約に批准しました。つまり、条約に批准してから今年がちょうど30年の節目の年となっております。

また、国内情勢ですが、日本では一昨年、２０２２年にこども基本法が成立し、昨年４月よりこの法律が施行され、法律施行から約１年半がたちました。法律が施行されてから、この我が町においても、現状がどのような状況になっているかということを質問させていただくわけですが、国から令和６年版こども白書というものが出されておりますが、これによると、以下は引用になるわけですが、こども大綱に掲げた数値目標や指標を含め、生まれてから大人になるまでの子ども・若者を取り巻く状況を、各種統計等により説明をしているというわけであります。

ちょっと長くなりますが、こちらでもその引用を続けさせていただきます。例えば出生数、出生率の話ですけれど、２０２２年の出生数は、全国で７７万７５９人、これは過去最低となっております。また、合計特殊出生率ですが、１．２６、これも過去最低ということであります。

そして成育環境、これもいくつか書いてありますが、安心できる場所があると思う子ども・若者や、どこかに助けてくれる人がいると思う子ども・若者は９割超、かなりの数がいるということですね。

また、学校は半数以上の者が、子どもが、安全に安心して過ごすことができる、子どもにとって大切な居場所の一つであると思っているということも書かれています。

また、社会生活や日常生活を円滑に送ることができると思う子ども・若者は約半数。そして、国民生活基礎調査、これは２０２１年に基づくものですが、相対的に貧困状態にある子どもの割合は１１．５％、１割を超えているわけです。特にひとり親世帯の貧困率は４４．５％、半数近くとも捉えることができます。

そして、安心・安全の部分ですけれど、２０２２年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数ですけれども、これは速報値になりますが、２１万９、１７０件、これも過去最多となっております。

小中学校における不登校児童生徒数や学校におけるいじめ、重大事態の発生件数は、２０２２年度に過去最多ということも書かれております。

またですが、社会認識、これは自国の将来は明るいと思う子ども・若者の割合が２割、これをどのように受け取るかですよね。また、こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合は２割弱。これも低く感じます。

また、雇用や労働の部分ですけれど、若者の非正規雇用の割合は２０２２年で、男性の１５歳から２４歳で４９．８％、２５歳から３４歳で１４．９％。女性に至っては、１５歳から２４歳で５４．３％、そして２５歳から３４歳で３０．７％という数字です。そして、週６０時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、３０代、４０代の方がほかの年代と比べて高いということも、ここに示されております。

また、結婚という分野であります、2022年の婚姻数は50万4,930組、妊娠・出産については、2021年度の夫婦の完結出生児数が1.9ということになっております。

社会において共働き、共育が推進されていると思う人の割合は3割で、結婚・妊娠、子ども・子育てに明るい社会の実現に向かっていると思う人の割合も3割弱ということ、ここまですが引用になりますが、書かれております。

これを読んだ感想の一部ですけれども、全体を通してそうなんですけれども、これを読んだ感想として、皆さんの共通認識でもあると思うんですけれども、子ども・若者の置かれている環境は、かなり厳しい状況にあるのではないかとこのように感じざるを得ません。

先ほど申し上げましたとおり、これは国が出しているわけですが、当町として、子どもを取り巻く状況と現状と課題はどうなっているか。これについて見解を伺いたいと思います。

そして、次の質問です。子どもの権利で最も重要と言える子どもたちからの意見聴取、また意見反映についてですが、1年半前の一般質問の答弁で、町長から、坂城中学3年生が実際の町議会と同じ形で行う模擬議会、また、これは会議録にもありましたが、令和3年度に実施した坂城高校と筑波大学との高大連携事業の中で、町の魅力をどうアピールするかというのをテーマに、生徒から提案をいただいたものとして、バラ公園のベルアーチがあり、ばら祭りの開会に合わせて除幕式を行ったということが、昨年の6月議会の答弁にもありました。

ただ、やはりこのこども基本法ができた今、様々な場面で子どもたちからの声を聞いて、それをいろんな形で、子どもに関することはもちろんなんですけれども、施策に盛り込んでいくということが大事ではないかと思っております。

そこで、現在の子どもたちからの意見聴取、また意見表明はどのような場面があるか。町として、どういうふうにそういう場面を用意しているかということも併せてお聞きいたします。

そして、ロの今後についてです。こども基本法ができてから、子どもたちからの声を聞いて、そしてそれを町の施策にも反映、生かしていく、取り組んでいくのはもちろんですが、もう一方でとても大事なことです、子どもの権利の普及啓発です。これもなかなか難しい課題であるということはいふまでもありませんが、公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが、11月末に発表した調査によると、大人の約5割は、子どもの権利条約を聞いたことがないと回答。この5割をどう捉えるかですけれども、そういう報道がありました。まだまだ子どもの権利について意識が高まっていないと感じています。

そこで、今後、町では当事者である子どもたちはもちろん、私たち大人に対して、一般町民、一般の皆さんですけれども、今後、子どもたちからの意見聴取をどのように行うのか。また、それをどのように反映していくのかということもお聞きしたいと思います。

そして、最後の質問になりますが、今回改めてこの質問をするにあたり調査したところ、なぜ子ども基本条例をつくるのかという資料に行き着きました。全7ページ、ちょっとプリント

アウトしたんですけれども、こんな感じ。これを読んでいて納得のいく言葉が書かれていたの
で、一部紹介いたします。

ちなみに、この文章、この資料についてですけれども、こども基本法が成立するかなり前の文
章なんですけれども、国が法律を制定していない。つまり、子どもの権利に関する法律ができて
いないのに、どうして条例を制定する必要があるのかと疑問の声を聞くことがあります。

確かに日本政府は、条約締結によって我が国が負うことになる義務は、既存の国内法令で実
施可能であり、現行法令の改正を含めた新たな国内立法措置は必要なく、また新たな予算措置
も不要であるという立場を取っています。

そのため、条約に基づく法令、この時点ですね。これが多分10年ほど前ですね。基づく法
令は存在していない。ただ、2000年4月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等
に関する法律、これが制定されて以降、国と地方自治体の関係は対等、協力を基本とする新し
い関係となっていますと記されています。

国が法令を制定しないからといって、それに倣う必要はない。ちなみにこれは福岡県宗像市
の資料なんですけれども、子どもの権利条例が必要といえ、その自治権に基づき制定すること
ができるという言葉が書いてあります。

そして、さらに続けて、条約があるのだから、わざわざ条例をつくらなくても、条約の普及
と啓発をすればいいのではないかという考えもあると続けてあります。

そして、条約の普及と啓発は大切です。しかし、条約は全ての国家を対象したものであり、
先ほど申し上げたとおり、これは宗像市の資料ですので、宗像市の個別の問題に対処すること
はできませんと、続けてあります。

そして、そのため宗像市独自の条例、子どもの権利条例ということですが、独自の条例が必
要となるのですということがありました。

これも大事なので。すみません、質問が長くなっておりますが続けます。これは10年ほど
前ですけれども、宗像市の子ども施策は、宗像市子育て支援計画に基づいて行っていると。しか
し、これは計画であり、憲章、宣言、そういったものは、いずれも法的拘束力はない。しかし、
条例は法であり、子ども施策の法的根拠になると同時に、行政や市民に対し法的拘束力を持つ
ことになると書かれております。つまり、市長が交代しても、首長が替わっても、担当部
署の職員が替わっても、条例に規定されたことは、ぶれることなく将来にわたって継続するこ
とになりますとあります。

だからこそ、昨年の6月でも質問をいたしましたが、やはり子どものことを第一に、そして
大切に思うのであれば、やはりここに来て、坂城町でも町独自の子どもの権利条例を制定すべ
きと思いますが、これに関係する町のお考えを求めます。

1回目の質問は以上です。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから子どもの権利についてということで、イ．現状について、ロ．今後についてということでご質問をいただきました。これは重要なことだと思っております。それから、今お話がありました、前回の答弁での坂城高校の生徒の話ですとか、それから中学生の模擬議会の話もありましたけれども、それ以外にも様々な状況で子どもたちの声も聞いておりますので、それを含めまして、お答え申し上げるのに若干ちょっとお時間をいただきますけれども、ご説明申し上げます。

まず、イの現状についてであります。今年6月、こども基本法の規定に基づく、我が国における子どもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策実施の状況に関しての法定白書であります。令和6年版こども白書が国会に提出されました。その白書によりますと、自身の成育環境に関して、安心できる場所があるや、どこかに助けてくれる人がいると思う子ども・若者の割合は、いずれも9割を超えており、学校は、子どもが安全に安心して過ごすことができる、子どもにとって大切な居場所の一つであるや、社会生活や日常生活を円滑に送ることができると思う子ども・若者の割合も半数を超えております。

また、自己認識につきましては、子ども・若者の半数以上が、生活に満足していると感じ、同じく半数以上が自分の将来について明るい希望があると考えているとの結果が出ております。

さらに、子ども・若者の約6割が、自分自身に満足していると感じており、こうした肯定的な自己認識には改善が見られ、諸外国に比べると低さは見られるものの、その差は小さくなってきております。

一方で、自身の成育環境に関して、国民生活基礎調査等に基づく、相対的に貧困の状態にある子どもの割合は1割となっており、子どもの安心・安全については、令和4年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数や全国の小中学校における不登校児童生徒数、学校におけるいじめの重大事態の発生件数につきましては、過去最多となっております。

また、自身の社会認識につきましては、自国の将来は明るいと思う我が国の子ども・若者の割合は約2割にとどまり、暗いと思う子ども・若者の割合が、諸外国の中でも、比較的大きく増えております。

さらに、子ども・若者の約半数が子どもは権利の主体であると思っているのに対し、子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う割合は約2割、障がいや発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容、これはインクルージョンですね。が推進されていると思う割合は約3割にとどまっているという状況であります。

これらはいずれも国の調査に基づく、我が国における子どもや若者をめぐる状況であり、ご質問の当町の子どもを取り巻く現状と課題といたしましても同様であると認識しているところであります。

続きまして、現在、子どもたちの意見聴取・意見表明はどのような場があるかのご質問で

すが、こども施策を社会全体で推進していくためのこども基本法では、意見を表明する機会の確保が基本理念として規定されており、加えて第11条では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、子どもや子育て当事者等の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとするものとされております。

当町におきましても、こども基本法の趣旨に沿った形での様々な取組を行っており、先ほど申し上げました、これまでも坂城中学校3年生が実際の議会の形式にのっとり、模擬議会という形で、中学3年間での学びや職場体験など多方面から坂城町について学習し、疑問に感じたことや意見などを質問することで、町との意見交換を実施しております。

今年度は、模擬議会という形ではありませんが、中学生が町について学習し、そこでの疑問や意見について、町の担当者と質疑や意見交換する授業が行われたところであります。

また、これも先ほどお話がありました、令和4年度に実施された坂城高等学校と筑波大学との高大連携事業の中で、坂城町をどうアピールするかという課題につきまして、生徒から提案されたバラ公園へのベルアーチの設置が実現したところでもあります。

さらに、毎年7月と11月に、坂城駅及びテクノさかき駅におきまして青少年の健全育成を目指し実施している駅前啓発活動に、今年は坂城高校の生徒が参加いたしました。これは、子どもや若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子どもや若者の意見表明や社会参画をすることで、社会全体で子ども・若者の育成、支援の充実と定着を図る取組を推進するための一環として行ったものであります。

また、町で実施している坂城中学生海外派遣事業や高校生タイ国研修事業の報告会において、参加した生徒が貴重な体験を通じて得たものを、それぞれの視点で意見発表を行い、研修を振り返ることで、将来の坂城町を担う若者が国際理解を進め、国際感覚を養うとともに、将来展望を考える有意義な機会になっているものと考えているところであります。

そのほかにも、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたりましては、小学4年生から中学3年生の児童・生徒に直接アンケート調査を行ったほか、新複合施設建設に向けて、中学生及び高校生のワーキンググループ会議を実施し、新複合施設に関する意見や要望を話し合う機会を設けたところであります。

さらに、意見表明の機会となる、子どもたちの表現の場の確保も重要であると考えており、さかきっずフェスタや納涼音楽祭、町文化祭、びんぐしの里薪能などにおけるステージ発表をはじめ、先月の坂城小学校150周年記念式典では、児童たちが作詞に挑戦した「坂城っ子の歌」が全校児童の合唱で披露され、子どもたちの坂城小学校への思いが伝わるすばらしい式典になったところであります。

続きまして、口の今後について、子どもの権利についてどのように普及を図っていくかのご

質問ですが、子どもの権利につきましては、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約として、1989年、平成元年11月20日の第44回国連総会において採択され、日本は1990年、平成2年にこの条約に署名し、1994年、平成6年に批准、発効となりました。

この条約は、世界の多くの子どもが、今なお飢えや貧困などの困難な状況に置かれていることに鑑み、世界的な観点から子どもの人権の尊重、保護の促進を目指したもので、あらゆる暴力からの保護や、健康・医療への権利、教育を受ける権利、休息及び遊ぶ権利など、子どもが持っている様々な権利が確保されることなどが定められております。

また、国の関係省庁や地方自治体が、子どもに関する取組を講ずるにあたり、共通の基盤となるものとして、昨年4月1日に施行されました、こども基本法におきまして、児童の権利に関する条約のいわゆる四原則である、差別の禁止や生命、生存及び発達に対する権利、自己の意見を表明する権利、児童の最善の利益の考慮が規定されているところであります。

これらの子どもの権利の普及につきましては、まず、子どもたちにとっては、保育園や幼稚園、学校において、遊びや学びを通じて友達と仲よく交流し、お互いの人権を尊重し、自由に意見を言える生活を送ることなどが、子どもの権利を学ぶことに通じるものと考えております。

保育士や教職員については、県などが実施する子ども主体の保育の在り方やインクルーシブ保育、子どもの人権教育などの研修に参加し、子どもの権利の理解を深めております。

また、広く町民を対象として「人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会」を毎年開催しております。今年度は、先週の7日に開催し、村上小学校4年生の児童による人権学習発表と記念講演として演劇「泥かぶら」が上演され、人権の尊さについて理解を含めていただいたところでもあります。また、この「泥かぶら」には、村上小学校の児童も出演し、緊張しながらも、一生懸命自分を表現する姿に大変感動したところでもあります。

町といたしましては、ただいま申し上げましたような取組を引き続き行っていくほか、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容などについて、国の取組などを参考に、広く普及啓発を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、今後、子どもからの意見聴取をどのようにし、その意見をどのように反映していくかのご質問ですが、町といたしましては、先ほど申し上げましたように、子どもの意見聴取や意見表明として取り組んでいる、中学生による模擬議会のほか、子ども・子育て支援事業計画などの行政計画策定の際や施設整備の際、海外研修報告会、青少年の街頭啓発活動、人権集会での人権学習発表など、引き続き、様々な機会を通していただいた意見や要望などにつきまして、子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもに関する施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、町独自の子どもの権利条例制定をについてお答えいたします。

先ほど申し上げました子どもの権利条約やこども基本法におきまして、差別の禁止や生命、生存及び発達に対する権利、自己の意見を表明する権利、児童の最善の利益の考慮などの子どもの権利について規定されております。

また、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例も、基本理念として、子どもの人権が尊重されること、主体的に社会に参加できる環境整備などの五つを掲げ、県民が子どもの育ちに関する理念を共有し、子どもの最善の利益を実現するため、総合的に子どもたちを支援することを目的に制定されたものになっております。

町といたしましては、子どもの権利条約やこども基本法、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の趣旨に沿って、常に子どもの視点に立った施策を展開してきたところであります。今後も、まずは、それらの現行の条約や法律、条例に定めるところにより、着実に子ども施策を推進することが重要であると考えているところであります。

そうしたことから、現状におきまして、独自に条例を制定することは考えておりませんが、子ども施策の推進にあたりましては、町が掲げる「坂城の子は坂城で育てる」の教育スローガンの下、子どもの意見をできるだけ反映させるとともに、保護者や教職員など、子どもたちに関わる大人をはじめ、広く社会に対して子どもの権利についての普及に努めてまいりたいと考えております。

10番（山城君） ただいま町長から丁寧にご答弁いただきました。確かに町長から私もちょっとこれまでの経過をいくつか、そういうのがあったなと思い起こしてもらえようことがありましたが、ベルアーチもそうですし、模擬議会もそうですし、研修会の報告会もそうですし、もちろん計画等で小学生にもアンケートを実施しているということもあって、小中高全般的に意見を聞いているというのは、改めて再認識しました。

ただ、やはりできれば定期的というか、不定期になるかもしれないんですけども、毎年子どもたちにどういう町であってほしいか、どういう町に住みたいか、今何に困っているか、定期的がいいかどうかというのは、私もわかりませんけれども、やはりそういうので私たちに意見を聞いてくれるんだ、毎年もしくは定期的に。こういった姿勢は、できれば来年度、それが無理であれば再来年度からでも、私たちは君たちの声を聞くよという、何か施策ではないけれども、大人たちからのメッセージじゃないですけども、そういったものも何か町で考えられないのかなと思うのが一つ目の再質問です。

そして、子どもの権利の普及について、今の答弁をちょっと私も聞き漏らしたかもしれませんが、やはり昨年質問の際も、これは通告で質問しましたけれども、定期的に研修会、職員の方々、また学校の先生たちは研修はされているとは思っておりますが、やっぱり一般町民に向けて、子どもの権利についての特集記事あるいは勉強会、先ほどの先週の土曜日に行った人権の講演会じゃないですけども、それでやったらどうかというのは、それもいいかもし

れないですけど、そういう講演会、勉強会、研修会という計画は、今の時点で考えているかどうか、この二つをちょっと再質問させていただきます。

子ども支援室長（橋本君） 山城議員さんの再質問にお答えいたします。

まず1点目、定期的な子どもの意見聴取ということのご質問でございますが、模擬議会に関しては、今のところ年1回、今年度はちょっと都合により実施ができなく、ご質問という形でお受けをするというような形になっておりまして、子ども支援事業計画につきましても、5年に1回というような定期的なところで、意見の聴取をさせていただいていること、また、海外研修の事後の発表会ですとか、それから子どもたちのステージ発表の場については、その都度ご意見をお聞きしたり、表現の場として確保させていただいているところでございます。

議員さんご指摘のとおり、定期的というスパンがどれくらいになるのかというところにつきましては、今後検討になるかとは思いますが、そういった視点につきましても、今後踏まえて様々な意見聴取の場につきましては、検討していきたいと考えてございます。

続きまして、2番目、研修の場についてのご質問でございますが、先週開催しました人権を育む町民集会ですとか、教職員、保育士などにつきましては、人権に関する研修というものを定期的に受けているところでございます。

今後引き続きそんなところを、人権については非常に大切な研修テーマであると考えておりますので、ふれあい大学での研修テーマに取り入れるとか、そういったところを今後検討していきたいと考えてございます。

10番（山城君） 担当課長から再質問の答弁をいただきました。まず、子どもから意見を聞くというのは、町長からの答弁もあったように、もちろんこれまでもいろんな場面で聞いているとは思いますが、だからこそ実現したこと、だからこそ前に進んでいることというのはいくつもあると思うんですけど、やはり子どもの可能であればということ、何というんでしょう。私もふだん学童にいますので、子どもたちに聞いているんです。意見を聞いてくれている？と。そうすると、当然二手に分かれます、ある子は誰も聞いてくれないと。どういうことと聞くと、お父さん、お母さんは忙しい。学校の先生も忙しい。じゃあ誰が聞いているのと聞くと、誰も聞いてくれないと。多分親は聞いていると思うんです。学校の先生も聞いていると思うんです。でも、聞いてくれないと子どもが思った時点で聞いていないんですよね。

つまり、やはりアンテナを高くしないと、子どもの実感がどうなのかということも、やはりこの教育の施策を進める上では大事になってくるんじゃないかと思っています。だから、例えばですけど、教育委員会のホームページ等なのかわからないですけど、子どもたちから意見を聞くよみたいな、ホームページもリニューアルの話が一昨日の一般質問でもあったので、子どもたちの意見を聞くよみたいなページを作ってもいいんじゃないかなと。君たちの声を聞きます、次の町政を担う子どもたちの声を聞きますみたいな形で、何でしょう。こういうデジ

タルも駆使したという言い方がいいか、わからないですけど、やっぱり子どもたちが聞いてもらっている、私たちが意見を言えているというふうに実感できるまでは時間がかかると思います。そういったものも今後必要なのではないかということは、私の実感も踏まえて、またいろんなものを見ていく中で感じるところであります。これは提案というかにはなりますけれど。

勉強会の話ですけど、先ほど再質問の答弁もありましたように、人権を育む集会のところで、子どもの権利についても触れていってもらえるんだなという希望的な観測もありますけれど、やはり大人の側の努力というのが今後より一層重要になると思うんです。

条例の話をなぜするかというと、明文化されることで大人たちも意識するわけです。法的拘束力という話を先ほど私もしましたけれど、やっぱり条例は確かに万能ではないかもしれませんが、一つの指標として、そして法的拘束力として条例が必要だということは、私はこれから訴え続けてはいきますけれど、大人たちに子どもの権利、子どもから意見を聞く必要があるんだ、国も法律を定めた以上、それが必要なんだとわかっている以上、やっぱりやっていく必要があるんじゃないかということは感じます。

再々質問はありませんけれど、そこも踏まえて、町側が子どもたちが聞いてくれていると思うように実感する何か、ホームページの話も少し話しましたが、ちょっとその辺も考えていただいて、ご提案申し上げて、以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時37分～再開 午前10時47分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦議員の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問項目について、一つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。二つ目に、町の農業の活性化に向けてと題して農業振興について、三つ目にLED化の取組について質問してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

少子高齢化が言われて久しくなっています。今年6月、当時の岸田首相は、デジタル田園都市国家構想実現会議の席で、第2次安倍内閣政権以来、10年間、歴代政府が看板に掲げて取り組んできた地方創生の失敗を事実上認めました。地方創生は、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要があるとする報告書をまとめました。

報告書は、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な一極集中を是正するための対策は、我が国全体で戦略的に挑戦すべき課題として、自然減、社会減、それへの要因に応じて、適切な対策が必要だと強調しています。特に自然減への対策では、個々の自治体の努力には限界が

あると認めています。

東京圏一極集中は、自然現象ではありません。規制緩和を進め、民間投資が東京など首都圏に集中した結果、地方出身の大学卒業生が東京圏で就職したり、職を求める若者が地方都市から移動する、このような現象があるためです。

若者が子どもを持つのをためらう大きな理由は、不安定雇用で賃金が上がらず、将来に展望が見いだせないからで、非正規雇用を労働者の4割まで広げています。この低賃金構造を拡大してきております。固定化させた使い捨て労働政策こそ改めなければ、人口減少を食い止めることはできないのではないかと考えます。

新たに首相に就いた石破首相は、地方創生の交付金を倍増する方針を打ち出しましたが、一部の議員の中ではばらまきだとの批判もあります。使い道を厳格に枠にはめず、それぞれの自治体の裁量に基づいた使い勝手のいい交付金にしてもらいたいものであります。

地方消滅自治体のレッテル貼りに、山村町長も憤慨され、そして全国の市町村長も抗議の意思を示しています。とはいえ、坂城町としても、魅力あるまちづくりで安心して子育てができる環境整備を強めることや、関係人口の交流を呼び込み、移住・定住など社会的人口増の政策も必要と考えます。

町第2期人口ビジョンに掲げた人口の将来展望である人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2040年、令和22年に人口1万3千人、2060年、令和42年において人口1万2千人の維持を目指すとしています。

現在そのための事業を実施しています。その事業を評価する検証委員会で、事業評価の判定がおおむね一定以上の評価をいただいたと、町長の報告がありました。

そこでお尋ねいたします。

イといたしまして、事業効果は。

新規就農者数の事業の評価はどうでありましたか。

次に、基本目標2の結婚・妊娠・出産の希望を実現し、安心して子育てができる環境をつくるという項目の合計特殊出生率については、人口問題の最も基本的な指標であります。これへの評価はどうであったか、お答え願います。

次に、基本目標3の移住・定住を促進して新たな人の流れをつくるという項目での空家活用件数の項目の評価はどうであったか。

次に、基本目標4の生涯にわたり、誰もが活躍できる安心・安全のまちをつくる、この項目で、循環バスの年間利用者数の評価はどうでしたか。

次に、第2期総合戦略は、来年度が最終年となります。今回の評価に基づき、残りのあと1年はどんな修正を行って実施するのか、ご答弁願います。

ロといたしまして、今後の取り組みは。

総合戦略は、5年ごとに見直しとなります。来年度は第3期総合戦略の準備をする年度であります。今後どんな事業展開を考えているのか、ご答弁をお願いします。

これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問をいただきました。イとロのご質問について順次お答え申し上げまして、個別の令和5年度の事業評価については、担当課長から答弁させていただきます。

全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、人口構造の変化が急速に進む中で、地域の特性を生かし、人口減少に歯止めをかけながら、少子高齢化社会であっても、なお快適で住みよい環境を確保することを目指すまち・ひと・しごと創生法が平成26年に公布されたことを受け、当町では平成27年度に坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、様々な取組を進めてまいりました。

現在は、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする第2期総合戦略として、地方創生に資する様々な施策を展開しており、毎年度、事業効果の検証を行い、必要に応じて改善等を行っているところであります。

検証にあたりましては、各課長等による内部の総合戦略策定推進委員会において、事業の進捗や達成度の検証を行っているほか、町総合戦略に係る事業の効果をより客観的に検証するため、産業、行政、教育、金融等の関係者で組織する総合戦略検証委員会を設置し、事業実績に係るヒアリングなども実施する中で、施策や事業ごとの評価をいただいているところであります。

一方、日々進化するデジタル技術が国民生活に浸透する中、国におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、抜本的な改定がなされ、令和5年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略が新たに策定されたところであり、新たな戦略では、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら、社会課題の解決と魅力の向上を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すことが基本方針として示されたところであります。

国による地方創生施策がこれまでと違ってきているが、その対応はとのご質問であります。令和7年度までを計画期間とする当町の第2期総合戦略においても、「デジタル変革の取り組みによるSociety 5.0時代のまちづくり」を共通テーマに掲げ、様々な施策について事業を展開していくこととしております。

また、今年度から企画政策課内にDX推進室を設け、デジタル変革に対応すべく努めているところであります。

次に、第2期総合戦略の最終年となる令和7年度の取組についてであります。これまで取り組んできた施策の進捗状況を総括し、基本目標の達成に向けて最終的な調整と実行を行う重

要な段階となります。

今計画期間におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画に掲げる事業やイベントについて、中止や規模の縮小、内容の変更を余儀なくされるなど、目標達成に向けた進捗に大きな影響を受けた事業も少なからずあり、検証委員会でご了承いただく中で、一部目標値の見直しをさせていただいた事業もございます。

このように最終年度において目標達成が厳しい事業もありますが、これまでの検証委員会による検証結果を踏まえ、各事業や施策の成果を定量的及び定性的に把握する中で、最終年に向けた事業内容の精査と改善を行い、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和7年度の事業進捗と合わせて、第2期総合戦略の成果が一過性のものとならないよう、これまで進めてきた施策をしっかりと振り返り、次期戦略へ向けた準備と検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロの今後の取り組みはについてお答え申し上げます。

これまでの地方創生の取組においては、様々な地域社会における課題解決や魅力向上に向けた事業が行われてきたところであり、地域活性化につながった事例もある中で、今後はこうした流れをデジタルの力を活用して継承・発展させていくことが肝要とされております。

また、これまでの地方創生の各種施策につきましても、蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要とされているところであります。

このようなことから、町では、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、第3期の総合戦略の策定を進め、同戦略に基づく具体的な地方活性化の施策を進めてまいりたいと考えております。

また、市町村の総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、国の総合戦略を勘案して策定するよう努めなければならないこととされており、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンが求められているところであります。

次期総合戦略におきましては、デジタル技術の活用を軸とした地域の課題解決や魅力向上が前提とはなりますが、あくまでもデジタル技術は施策や事業の目的を実現するための手段でありますので、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すため、現状把握をしっかりと行い、これまでの総合戦略で得られた知見や成果を生かした上で、ほかの自治体における先進事例等も参考にしながら、より当町に適した戦略の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、令和3年度からスタートしております町の第6次長期総合計画の基本計画につきましても、令和7年度において計画の見直しを行い、後期基本計画として策定していくこととしておりますので、最上位計画であります総合計画との連動や整合を含め、新たな総合戦略の策定とそれに伴う事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（竹内君） 私からは、イの事業効果はのうち、第2期坂城町まち・ひと・しごと

創生総合戦略の令和5年度事業の評価についてお答えいたします。

町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略による施策や事業を効果的に推進していくため、成果を客観的に検証できる指標として重要業績評価指標（KPI）を設定し、毎年度、事業の進捗や効果を検証し、必要に応じて、事業の見直しを行っているところであります。

令和5年度の事業評価につきましては、四つの基本目標達成のため実施している11分野48事業と重点プロジェクトの三つの取組について、各事業の目標達成率による評価のほか、検証委員会で実施された事業ヒアリングを踏まえた各委員の個別評価を勘案し、A評価「事業の効果が大きい認められる」、B評価「事業の効果が一定程度認められる」、C評価「事業の効果は認められるものの一部見直しが必要」、D評価「事業の効果があまり認められないので、十分な見直しが必要」、E評価「事業の効果が全く認められないので、廃止を含めて抜本的見直しが必要」の5段階による評価を行いました。

ご質問のありました評価指標につきましては、主に基本目標に対する項目でありますので、四つの基本目標と三つの重点プロジェクトにおける令和5年度の目標値に対する達成度とその評価についてご説明いたします。

まず、基本目標1、坂城町で働きたいと思える雇用・就業機会をつくるでは、評価指標として新規就業者数と新規就農者数を設定しており、新規就業者数については、目標値年間146人に対し、実績値年間128人、達成率87.7%でB評価。新規就農者については、目標値3年間で21人に対し、実績値3年間で19人、達成率90.5%でB評価となっております。

次に、基本目標2、結婚・妊娠・出産の希望を実現し、安心して子育てできる環境をつくるでは、評価指標として合計特殊出生率と出会いイベント参加者数を設定しており、このうち、合計特殊出生率については、厚生労働省から調査結果が公表されていないため実績値が求められず評価ができませんでしたが、出会いイベント参加者数については、目標値年間20名に対し、実績値年間7名、達成率35%でD評価となっております。

なお、出会いイベント参加者数につきましては、検証委員さんから一部見直しが必要とのご意見も頂戴しており、マッチングアプリ利用推進など異なる目標設定の提言をいただいたところであります。

次に、基本目標3、移住・定住を促進して新たな人の流れをつくるでは、評価指標として5年間平均の社会増減と移住相談件数を設定しており、5年間平均の社会増減については、目標値9.3人増加に対し、実績値25.2人の減少でE評価、移住相談件数では目標値年間32件に対し、実績値年間31件、達成率96.9%でB評価となっております。

社会増減につきましては、単年度での一過性の変動を指標とするのではなく、5年間の平均で中長期にわたる変動幅を見ることによるもので、単年度における社会動態では28人増加と

しているものの、5年間の平均ではコロナ禍で社会減が続いた影響が大きいものと考えているところでございます。

次に、基本目標4、生涯にわたり誰もが活躍できる安心・安全のまちをつくるでは、評価指標として男女の健康寿命を設定しており、男性の健康寿命については、目標値81.9歳に対し、実績値81.2歳、達成率99.1%で、女性の健康寿命については、目標値86.1歳に対し、実績値85.6歳、達成率99.4%であり、共にB評価となっております。

続いて重点プロジェクトであります、重点プロジェクト1、環境に優しく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクトでは、評価指標として停電時に電力を確保できる中核避難所数、累計による住宅への蓄電池導入件数、2次利用可能な防災に関するオープンデータ数を設定しており、そのうち住宅への蓄電池導入件数については、目標値197件に対し、実績値133件、達成率67.5%でC評価となっております。

プロジェクト自体は、ものづくりのまちを象徴する事業として期待されるものであり、課題を克服しつつ、着実に成果を出してもらいたいとのコメントもいただいております、今後さらなる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、プロジェクト2、新たな工業団地の造成を核にした雇用の創出プロジェクトでは、評価指標として新たな工業団地の稼働率と町内企業の新規就業者数を設定しており、新たな工業団地の稼働率については、令和6年度まで工場の立地計画がないため評価できませんでしたが、町内企業の新規就業者数については、目標値年間146人に対し、実績値128人、達成率87.7%でB評価となりました。

次に、プロジェクト3、子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクトでは、評価指標として、子育てアプリ利用登録者数と児童生徒のICT端末活用件数を設定しており、子育てアプリ利用登録者数につきましては、目標値130件に対し、実績値380件と大幅に目標を超過しており、A評価、児童生徒のICT端末活用件数につきましては、目標値各クラス1日1～2回以上活用に対し、実績値各クラス1日1～2回以上の活用ということでA評価となっております。

また、ご質問にありました空家活用件数と循環バス年間利用者数につきましては、基本目標に対する個別施策の評価指標として設定されているもので、空家活用件数につきましては、基本目標3の中で、若者の地元への定着とUIJターンの促進において、空き家バンク事業の評価指標として設定しており、目標値3年間で18件に対し、実績値が15件、達成率83.3%でB評価となっております。

また、循環バス年間利用者数につきましては、基本目標4の中で快適で安心、安全な生活を実現する環境整備において、地域間ふれあい交通網事業の評価指標として設定しているもので、目標値年間1万5,720人に対し、実績値1万2,736人、達成率81%でB評価となっ

ております。

このほか、四つの基本目標における11分野の施策評価では、A評価が3、B評価が7、C評価が1となっており、11分野中10分野が事業の効果が一定程度認められるとするB評価以上となっておりますことから、検証委員会における令和5年度の事業評価においては、おおむね一定以上の事業効果が認められるとの評価をいただいたところでございます。

なお、基本目標に対する個別施策などの評価につきましては、毎年、町ホームページや「広報さかき」において公表をしているところであります。

当町の第2期総合戦略は、来年度が計画期間の最終年となりますが、毎年実施してまいりました検証の結果を踏まえ、総合戦略に示す町の将来像実現に向けて、着実な事業進捗と適切な事業改善に努めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） 町長、そして課長から詳しくご答弁いただきました。ちょっと予定より時間が足りなくなりましたが、二つのことをちょっと町長にお聞きしたいと思います。

一つは、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンというところで国がつくっている文章があります。そのビジョンをずっと読んだんですが、欄外のところの説明で、フランスは長きにわたって人口問題について国民的な論議や取組を重ねられてきており、手厚い家族支援政策を行っている。1993年に出生率は1.66まで低下したが、家族給付や出産・育児と就労の両立支援の拡充等によって、2017年には1.9まで回復した。また、スウェーデンでは、近年二度にわたって出生率の低下と九度の回復を経験している。直近では、1999年に出生率は1.50にまで低下したが、家族給付や育児休業補償の拡充などによって、2017年には1.78まで回復したということで、国自身がこれを認めて紹介しているわけです。

国のまち・ひと・しごと創生ビジョンの中に生かされていないというふうに感じるんですが、そこについて、町長はどのようなお考えでしょうか。見解を求めます。

町長（山村君） 私は総理大臣じゃないので、コメントを求められても困るんですけど、やっぱりなかなか思うようにいっていないということでありまして、ちょっと話が別の話になりますけれども、実は長野県でも人口減少対策というのは大変重要な問題であるということで、ただ、私は人口減少の委員をずっと数年間やっておりまして、人口問題をどうするかということなんですけれども、ある程度現状を認めざるを得ないけれども、もっと前向きに取り組もうと。あまりにも人口減で出生率が下がるということで、ネガティブで悲観的なコメントばかりが多いんですけども、もう少しお子さんを育てることは、こんな喜びがあるとか、そういうことも含めたポジティブなメッセージを入れてやろうということで、長野県では年内をめどに、県民会議というものをつくって人口減対策をやろうと思っておりますので。国で言う総括的なものではなくて、長野県、町も含めて、具体的な施策を取り入れてやろうと思っていますので、そういうことでございます。

14番（大森君） それこそお礼ですね、ありがとうございました。やはり、そういう形の取組も必要ではないかというふうに思います。

あと1点ですけれども、婚活の件ですが、これについてはC評価でしたか、担当課ではD評価で、検討会ではC評価であるんですが、いろんな自治体で最近婚活応援事業というのは、廃止してきているところが出てきているんですよね。これも当然SNSなんかのアプリの出会い系サイトが結構進んでいて、そういうものがあるということで、第3期はこれはどうかなというふうに思います。来年度1年ちょっと頑張ってください、成果を生み出せば、またそれは復活させればいいと思うんですが、その辺のところはちょっと検討が必要ではないかというふうに思います。

時間もありませんので、次の質問に行きます。

2として、町の農業の活性化に向けてということで、農業振興地域整備計画についてですが、この総合的見直しが、1998年、平成10年以来26年ぶりに町は見直しをされました。これは農業振興地域の整備に関する法律に基づいて行っているということになるんですが、これは2022年の令和4年から2023年、令和5年にかけて計画を見直して、準備されてきました。

そして、この計画案の公告・縦覧が11月11日から12月10日まで行われ、その後、県と本協議を行って、2月頃、計画変更などの公告という段階となって、発行されるということになっているんですが、見直しの目的は、良好な営農条件を備えた農地を維持・保全していくこと、大区画や農地の集約により、効率よく生産性の高い農業をするということで見直しをされてこられたということですが、見直し前と見直し後の農用地区域の面積はどう変わったか。そして、今後、農振を除外する際の条件はどのように変わりますか。整備された農地を有効に活用するにはどういう対策をされるんですかという点について、まずイとして。

ロとして、地域農業計画についてですが、これは以前は人・農地プランが作成されてきました。しかし、国の見直しで、今度は地域計画という名前で、形を変えて法定化されました。これはほぼ同じような内容だと思うんですが、そして、中身は特に農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約等を進めていくというふうにしております。

そこでお尋ねするわけですが、地域計画の進捗状況はどうなっているか。そして遊休・荒廃農地の解消、そして中間管理機構の活用状況、農地の貸し借りのあっせん状況はどうなっているか。そして、また貸手と借手の情報が町民には知らされておられません。広く情報を公開してはいかがかということで、ご答弁をよろしくお願いします。

商工農林課長（北村君） 2の町の農業の活性化に向けて、イ．農業振興地域整備計画についてから順次お答えいたします。

農業振興地域整備計画は、生産性の高い優良農地を確保するため、自然的条件や社会的条件

などの諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を定め、農地や農業用水利施設など、その地域の整備に関し必要な施策を推進することにより、農業の健全な発展を図るために策定するものであります。

計画においては、優良な集団的農地を確保・保全するために、今後長期にわたって農業上の利用をすべき区域を農業振興地域農用地区域、いわゆる農振農用地区域として定めております。

今回の計画見直しにおいては、主に、現況が山林原野化しており、今後も農地としての利活用が見込めない土地や、集団規模の小さい農用地、また、道路や河川などの整備に伴い、農用地であることが不適当な土地などについて、農振農用地区域からの除外をする見直しを行っております。

見直し前と見直し後の農用地区域の面積はどう変わったかのご質問であります。見直し前の農振農用地区域の面積は530.2ヘクタールあったのに対し、見直し後は355.4ヘクタールであり、今回の計画見直しで174.8ヘクタールの土地について、農振農用地区域からの除外を予定しております。

そのうち、山林原野化を理由に除外を行うものが167.5ヘクタールと、大部分を占めているところであります。

次に、農振を除外する際の条件は変わるのかのご質問にお答えいたします。

農振農用地区域内にある農地を転用して宅地等に変更するには、農業振興地域整備計画を変更し、当該農地を農振農用地区域から除外する手続が必要となります。

計画変更を行うには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に、農地の集団化や農作業の効率化、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことや、水路や農道等、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことなど、六つの要件が明記されておりますが、計画の見直し後についても、この要件が変わるものではないです。

次に、整備された農地を有効に活用するにはについてお答えいたします。

今回の計画見直しにおいて、優良な集団的農地として、農振農用地区域の指定を受けた農用地も含め、農地は農業の重要な生産基盤であることから、良好な営農環境を維持していくことが農業の振興を図るためには重要であると考えております。

人口減少や高齢化等により農業者が減少する中で、農地を保全し有効に活用できるよう、県やJAなど関係機関と連携をした就農相談会を行うなど新たな担い手の確保に努めるとともに、効率よく生産性の高い農業ができるよう、スマート農業の推進や農地の集積・集約を進めることで意欲ある担い手の経営規模の拡大を促進し、農地の保全と荒廃防止を図ってまいりたいと考えております。また、遊休荒廃化した農地に対しましては、その再生を促進し、優良農地とその営農環境の維持・保全に努めてまいります。

続いて、ロの地域計画についてのご質問に順次お答えいたします。

昨今の農地を取り巻く状況として、高齢化・人口減少が進む中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。

国は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律を令和5年4月1日に施行し、令和6年度末までに、現在の人・農地プランに代わる新たな計画として地域計画の策定を全国の自治体に義務づけました。

地域計画は、将来の農地利用の姿を明確化するもので、具体的には、おおむね10年後を見据え、農振農用地区域において、誰がどのように農地を使って農業を行っていくのかを、農業者や地域の皆さんの話し合いに基づきまとめるもので、計画本文と10年後に目指すべき農地利用の姿を示した図面である目標地図で構成されます。

計画本文には、区域内の農業の現状及び課題、将来の在り方、農用地等面積、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針、農用地の集団化、集約化に関する目標などに加え、農業者及び農業関係者が農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を達成するため、取るべき必要な措置などを記載することを国から求められています。

当町におきましては、町内を坂城地区、中之条地区、南条地区、村上地区の四つに分け、それぞれの地区の地域計画を策定してまいります。

続いて、地域計画の進捗状況のご質問でございますが、10月下旬から11月上旬にかけて、町内4地区において、地域農業の現状と課題や地域における農業の将来の在り方をテーマに、協議の場を開催いたしました。当日は、農業者の代表として町内で農業を営む認定農業者、認定新規就農者のほか、農業関係機関、行政機関に加え、農振農用地が所在する行政区の正副区長さんなど多くの方にご参加いただきました。また、参加された方が意見を出しやすいように、付箋を使い、ワークショップ形式で行ったところであります。

現在、町では、協議の場でお出しいただいたご意見を参考に、地域計画（案）の作成を進めているところですが、今後のスケジュールといたしましては、今月中旬から下旬にかけ、計画（案）に関する説明会を4地区で開催し、ご意見などをお聞きするとともに、農業委員会やJAなどの、土地改良区などの農業関係団体にも意見聴取を行ってまいります。

その後、来年2月を目途に、説明会で出されたご意見や農業関係団体のご意見を参考にして、最終の計画案を作成し、公告・縦覧を経て、3月末の策定完了を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、遊休・荒廃農地解消の状況はどうかについてのご質問にお答えいたします。

当町の農業につきましては、千曲川沿いの平たん部に広がる水田地帯と、平たん部の外縁から山間にかけての中山間地域における畑作・樹園地帯とに大きく分けられ、以前は、急傾斜地など不利な営農条件の農地がある中山間地域において、農地の遊休化・荒廃化が多く見られる傾向がありましたが、近年では、平たん部や住宅地周辺においても遊休・荒廃農地が見られる

ようになってまいりました。

その要因といたしましては、農業者の高齢化や担い手不足に加え、地球温暖化の影響や農作物の価格低迷、農業資材費の高騰といった、農業経営条件の悪化など様々な要因が考えられますが、今後も後継者不足による土地持ち非農家の増加が予想されることから、農地が荒れてしまう前に、早い段階で新たな担い手へと農地をつないでいくことが重要であると考えております。

町といたしましては、耕作放棄地の発生を未然に防ぐべく、農地を貸したい人・借りたい人とのマッチングに努め、農地の活用を促しているほか、既に荒廃化が進んでしまった農地については、荒廃農地再生利用補助金制度を設け、荒廃農地の復旧を支援しております。

この制度は、荒廃農地及び低利用農地を耕作可能な農地に復旧するために要する経費の一部を補助する事業であり、具体的には農地に繁茂した樹木等の伐採や伐根、耕うん・整地等の再生作業のほか、再生作業と一体的に行う施肥や緑肥作物栽培などの土壌改良を補助の対象としているものであり、令和元年度から5年度の5年間で11件の交付実績があり、面積といたしましては2.39ヘクタールが復旧をいたしました。

復旧後の農地につきましては、生食用ブドウ、加工用ブドウのほか、ねぎみ大根やトマトなど様々な農作物が栽培されております。

荒廃農地は、農作物の生産資源喪失にとどまらず、有害鳥獣のすみかとなり、農作物被害の発生を招くとともに、近隣の農地や住環境にも悪影響を及ぼすことから、引き続き補助事業の周知を図っていくとともに、新規就農者など新たな担い手の確保・育成に努め、農地の有効利用と荒廃農地の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、中間管理機構の活用状況について、お答えいたします。

長野県においては、公益財団法人長野県農業開発公社が、農地中間管理機構の指定を受け、所有者から借り受けた農地を地域の担い手等へまとめて貸し付けることで、農地の集積・集約化を進めております。

現在、町内において、長野県農業開発公社を通じて、貸し借りをしている農地は67筆、面積が約4.9ヘクタールあり、担い手への農地の集積が進められております。

今後も、農地の遊休化を未然に防ぐとともに、担い手が農地をまとまった形で借りることによる農作業の効率化を進め、農地の有効活用が図れるよう、農地中間管理事業制度の周知に努め、活用を促進してまいります。

続いて、農地の貸し借り等のあっせん状況は。貸手、借手の情報公開をの質問にお答えします。

現在、町農業委員会では、自分では耕作ができなくなり、また、借手もない農地について登録を行い、規模拡大や新規就農等により農地を探している方へ、その農地を紹介する農地銀

行制度を設けています。

貸したい、もしくは売りたいということで、農地銀行へと登録された農地については、農地を探している方が閲覧できるよう役場窓口で公開をしており、また、農業委員の皆さんへも登録情報を共有し、地域で耕作を希望する方がいれば、その方へ農地を紹介するなど、農地が遊休化しないよう貸し借りのあっせんを進めております。

しかしながら、高齢化による離農者の増加や後継者不足、相続により町外の方が農地を取得するなどの要因により、耕作ができなくなった農地が増える一方で、農業者の減少など地域での担い手が不足しており、農地銀行へ登録されたものの借手がなかなか見つからないといった農地も多くあります。

農地銀行に登録された農地について、現在は、窓口のみで情報を公開しておりますが、今後は、多くの方の目に触れるよう、ホームページや農業委員会だよりに掲載するなど、情報提供の場を増やし、農地銀行制度を通じた貸し借りがより多く行われるよう、制度の周知を図ってまいります。

14番（大森君） 1点だけちょっと気になる点があるんですが、農振の除外理由のところ、当初山林だったところが除外されていて、これはそもそも山林が農振に指定されていたということなんですか。ご答弁をお願いします。

商工農林課長（北村君） 再質問にお答えいたします。

今回の見直しにつきましては、前回の見直しは20年以上前に行ったものであります。その際には農地としてあったものが、この期間の中で山林に原野化して、今回の見直しにより除外したというものであります。

14番（大森君） 最後の質問になりますが、町内の光源はLED化にということで質問させていただきます。

パナソニックのホームページを見ますと、2027年には蛍光灯の製造をやめるということで、早めのLED化の導入をお勧めしますというふうに呼びかけています。その点についてお尋ねします。

まず、LED化の取組状況。町民の安全・安心を照らす防犯灯は、町に何基あるのでしょうか。

2といたしまして、防犯灯で蛍光管の寿命が来ているものは、LED化への切替えはどこまで進んでいるのでしょうか。

3といたしまして、防犯灯をLED化にする年次計画を立て、その目標設定はできないか。

四つ目に、町の建物の施設の光源、明かり取りも年次計画を立ててLED化への目標設定はできないかを質問させていただきます。

以上、ご答弁をお願いします。

住民環境課長（山下君） 3、町内の光源はLED化にのLED化の取り組みはについてのご質問にお答えいたします。

環境保護と、エネルギー効率の向上を目指す世界的な動きの一環として、2023年に開催されました水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COPS）におきまして、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯について、その種類に応じて、2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました。

防犯灯に使用されている蛍光灯につきましては、ご質問にありましたとおり、2027年末までに製造が終了することとなっております。

町に防犯灯は何基あるか。また、防犯灯の光源が蛍光灯からLED化への切替えはどこまで進んでいるかのご質問でございますが、現在、町にある防犯灯は1,612基で、そのうち光源がLEDのものは209基となっており、LED化率はおよそ13%になります。

次に、防犯灯で蛍光管の寿命が来ているものは、LED化を行うべきだが、その対応はとのご質問でございますが、現在、町では、毎年、各区から宅地開発等に伴う防犯灯の新設要望箇所や、蛍光管の交換以外の不具合や老朽化による改修の要望を取りまとめ、各区長さんと現場立会いを行う中で、町において優先順位を定め、こうした新設、改修箇所から順次LED化に取り組んでいるところであります。

防犯灯の工事につきましては、基礎工事や支柱の設置を必要とする新設と、支柱の老朽化や著しい損傷による支柱の建て替えや照明機器のみの交換など、その状況により工事価格が異なるため、本数は定めず、予算の範囲内で対応しているところであり、蛍光管が切れた場合においても、照明機器自体に不具合がない場合は、継続して利用しているところであります。

続いて、年次計画を立てて、全ての防犯灯についてLED化の目標設定をとのご質問でございますが、当町におきましては、1,400基以上の蛍光灯の防犯灯があり、交換工事の際には、器具の交換だけでなく、支柱などの状態を確認し、併せて交換するため、多くの工事費を必要とすることや、蛍光灯の製造禁止後も既設器具の継続使用はできることなどを踏まえ、国等による補助金制度などの支援策も注視する中で、事業規模や予算的な面を考慮した年次計画と目標年度を設定し、順次LED化を実施してまいりたいと考えております。

町では、これまでも、省エネルギーへの取組の一環として、南条小学校や湯さん館、文化センター、町体育館といった、新たに建設・改修された施設のほか、役場庁舎の執務スペースなど、照明の使用頻度が高く、電気量の削減効果が見込める箇所を優先的に、順次LED化を行ってきたところであり、防犯灯と同様、町の施策においても全ての照明のLED化を最終目標としているところであります。

なお、LED化を進めるにあたりましては、防犯灯と同様の理由から、各施設の利用頻度や機器の状態、公共施設個別施設計画等における施設の改修計画を総合的に勘案し、優先順位の

検討を行い、年次計画を立てる中で、順次ＬＥＤ化を実施してまいりたいと考えております。

14番（大森君） この点について質問するにあたって、3名の区長さんに状況をお聞きしました。お一人の方は、区内80基のうち20基分を町にＬＥＤ化について申請をしたと。1基だけ交換していただけたということで、喜んでいらっしゃいました。

しかし、その区ではその後、同時ではないですが、3基の防犯灯が点灯しないため、電気屋さんをお願いしたら、もう蛍光管の器具は販売されていないと言われて、費用、1基2万2千円で、区の費用でＬＥＤに交換したということで、私が町のほうへそういう状況について説明されたのかと聞くと、予算がないので、年間で一つの区に1基だけしかできないと言われているので、そのことについては話はしていないというふうにおっしゃっていました。

また、Bの区長さんでは、蛍光管を依頼していた電気屋さんが廃業され、区内の蛍光管の交換ができなくなったと。どうすればいいんだやというふうに相談されました。

Cの区長さんは、複数の区でいくつかの区の防犯灯の取替えを請け負っていた電気屋さんが、交換するときに、はしごから落ちてしまったということで、もう交換はできないと言われて、電気屋さんに預けてあった蛍光管が区に戻されたというふうにお話しされています。

実際今、こういう状況になってきているんですね。当然高いところですから落下するということがあります。今こういう状況なんですけど、やはり年次計画を立てて、ＬＥＤ化に早くすると。これはもちもいいわけですから、それほどしょっちゅう交換したり、切れたりということはないと思います。

一つは、町のスマートタウンさかき構想では、総合戦略の評価はCでしたけれども、太陽光発電システムや太陽光でつくった電気を蓄える蓄電池については、予算が足りなくなりかかれば増額の補正予算を組むわけですね。やはり防犯灯のＬＥＤ化についても、まず器具が壊れたという点については、やはり予算が足りなければ補正で増額すると。まずそういうことは区長さんへきちんと話をされて、壊れたのは届けていただければ、すぐやりますという、こういう姿勢が必要だと思うんですが、その点についてどう対応するか、ご答弁をお願いします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問にお答えいたします。

ご質問の中にありました、各区からのお話ですけれども、それにつきましては、先ほども申し上げました、立会いの際に、要望をきちんと酌み取れるようにお話をしてまいりたいと考えております。

また、交換のことですけれども、先ほど、区の要望について、立会いをして順位を決めてやっていくというお話をしましたが、そのほかにも防犯灯の修理工事費のほうを予算で盛っており、そちらで対応できる地区については、早急に対応しなければいけないところについて対応していくということで、対応を行っております。その辺についても、きちんと区長さんたちにお話をして、対応していきたいと考えております。

14番（大森君） 80基のうち20基の申請をした区では、その後、3基の防犯灯を交換したわけですね。それを届け出なかったと。それはもう最初にそういうふうに断られているから届け出なかったということを言っているわけです。だから、器具が壊れたというときには、やはりどの区でも申請していただいて、すぐそれに対応していくということが必要だと思います。そのための増額補正をぜひ組んでいただくということをお願いしたいと思うんです。

太陽光発電は、一定の所得のある人しかできないです。生活が本当に大変な人、世帯ではそれはできません。そういうところには増額補正はやるけれども、町民の安心・安全の明かりを照らす防犯灯について、増額ができないということはないと思うんです。ぜひこれについて対応していただきたいと思うんですが、町長にその辺の決断をひとつ、来年度はそういうことでよろしくをお願いしたいと思います。

町長（山村君） 先ほど説明しましたように、いよいよ2027年にもう蛍光管はできなくなります。計画を作れと私も指示をしてありますので、ちゃんと計画を作ってやっていく。

それから、本当に防犯灯が切れちゃったら危ないですから、それはもうぜひ言っていただいて、速やかにやるように対応したいと思っています。以上です。

14番（大森君） 今回の質問、まちづくり、人口増の点について、そして農業問題について質問させていただきました。これはどちらもやはり、特に農業問題は、以前食管制度というものがあって、日本の農業をきちんと守ってきました。前回の私の農業の質問で、町長は、何で米作を縮小して、減反してやるのかと。やはり増産して、食料の困難な地域へ送ればいいじゃないかということのご提案もされました。

いよいよ本当に町内の果物、果樹、それから農作物等についても本当に大変な状況だと。リンゴは割れて、そして大根も黒い筋が入ったと、今お話をお聞きしました。また、ブドウも色づきが悪いとか、本当に今までのノウハウでは太刀打ちできない気候変動になっているということです。農業の皆さんは、本当に大変だと思います。その点について、やっぱり農業についてしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、通告のありました8名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから12日までの間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから12日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたし

ました。

次回は12月13日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時47分)